

平成30年度 保育所等の新入園児募集！

平成30年度の保育所と認定こども園（保育所部分）の新規入所申し込みと継続申し込みを11月から受け付けます。

※認定こども園（幼稚園部分）は、11月から入園を受け付けています。

■対象年齢

0歳児（生後6週間経過後）から

■受付日程

○1次受付

11月1日(水)～12月28日(木)

○2次受付

平成30年1月4日(木)～随時

※新規申し込みの場合、入所申込書は福祉課に準備しています。

※継続申し込みの場合、入所申込書は在園中の保育所・認定こども園に準備しています。

※子どもが3歳以上で、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を希望する場合は、入所させたい施設へ申し込んでください。

■入園の基準

※いづれかに該当しなければなりません

1. 保護者が日中、自宅以外で仕事をしている。
2. 保護者が日中、自宅内で子どもと離れて家事以外の仕事をしている。

3. 母親が妊娠中か産後間がない。（最大産前産後5か月）
4. 保護者が病気や怪我、または精神や身体に障害がある。
5. 保護者が同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている。
6. 災害復旧にあたっている。
7. 保護者が求職活動をしている。（最大90日間）
8. 保護者が職業訓練校等に通学をしている。
9. 保護者が育児休業中で継続利用を希望している。

■保育所等の施設を利用するためには

利用のための支給認定を受ける必要があります。保護者の希望や保育の必要性に応じて、利用できる施設や時間（教育・保育時間）が異なります。支給認定申請は入所申し込みと同時にいきます。なお、すでに認定を受けている人は現況確認を行います。

問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

一時預かり保育受付方法を変更します

これまで、一時預かり保育の利用は、福祉課こども係で利用の度に申し込みをしていたが、12月から年度ごとの登録制に変更します。

していただきます。

登録対象者は、多久市在住の人。市外の方は、保育施設への直接の申し込みです。

平成29年度の登録制での利用となる保育施設は以下のとおりです。それ以外の保育施設では市への登録は不要で、施設への直接の申し込みとなります。

原則、利用日の2日前までに、福祉課こども係で利用登録をしていただき、利用日が決まったら、保育施設と利用者で打ち合わせを

なごみこども園	☎76-2473
とうぶ保育園	☎76-3608
和光保育園	☎75-3405
青い鳥保育園	☎74-4077
のぞみ保育園	☎75-2303

問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

税について\ちよつと/考えてみよう! 税を考える週間

11月11日-11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取り組み」や「税に関する情報」を紹介しています。

ドラマ仕立ての
動画で紹介

イラストで紹介



マイナンバー制度についても紹介中

税を考える週間 検索 国税庁